

# 1 新たな「多治見市高齢者保健福祉計画」の概要

## (1) 計画策定の背景

**【国】**

- 団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等多様なニーズを抱える要介護高齢者の増加と、生産年齢人口の急減に備える。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進を基本とするこれまでの方向性を踏まえつつ、介護サービス基盤の計画的な整備、地域共生社会の実現、医療・介護情報基盤の整備等を図る。

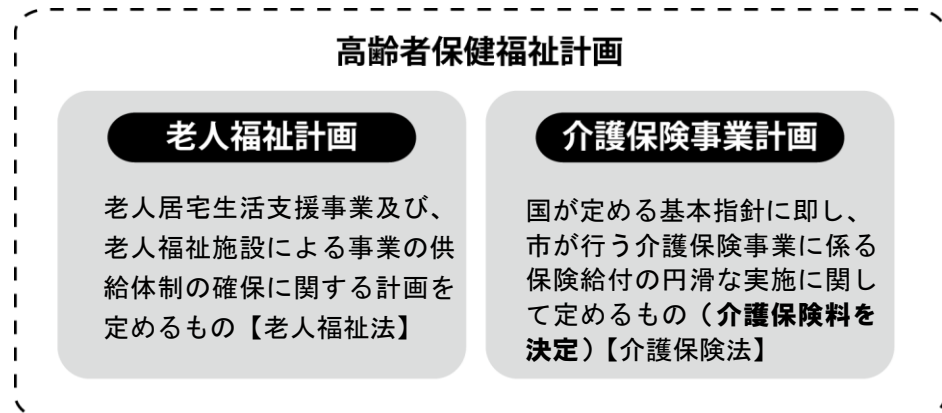
**【多治見市：第9期計画】**

- これまでの方向性を踏まえつつ、第8期計画の取組みや事業の進捗状況を把握し、地域共生社会の実現に向けた取組みを強化する

## (2) 計画の法的な位置づけ

- 本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定する計画であり、国の基本指針（令和5年7月頃公表予定）に基づき、高齢者人口がピークを迎える 2040（令和 22）年を見据え、「市町村老人福祉計画（老人福祉法第 20 条の 8）」と「市町村介護保険事業計画（介護保険法第 117 条）」を一体的にまとめ、高齢者の保健・福祉・介護に関わる総合的な計画として策定します。

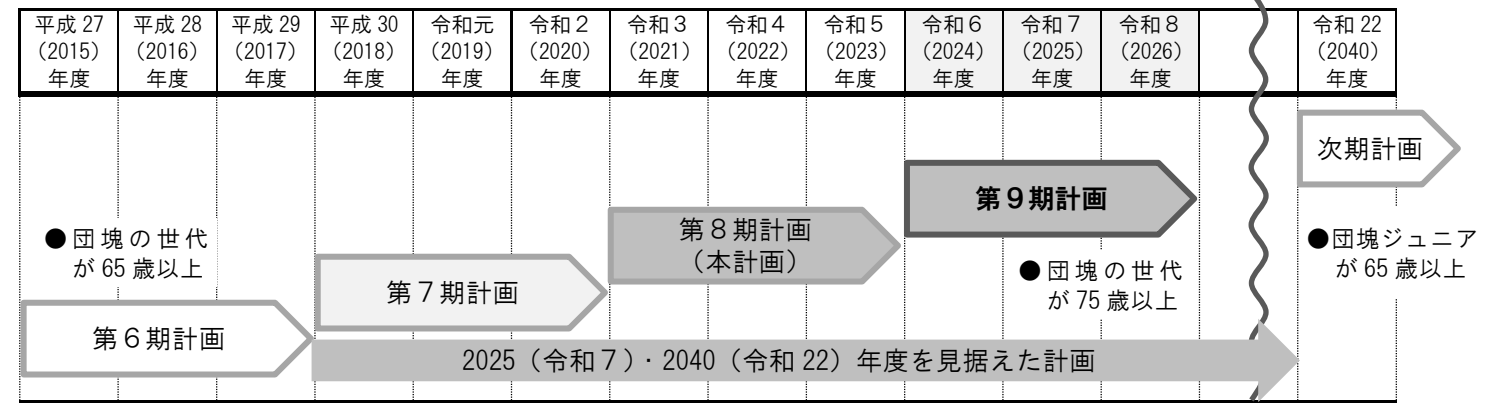
■ 高齢者保健福祉計画の成り立ち



## (3) 計画期間

- 計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。
- 第9期となる本計画では、2040（令和 22）年を見据えたものとします。

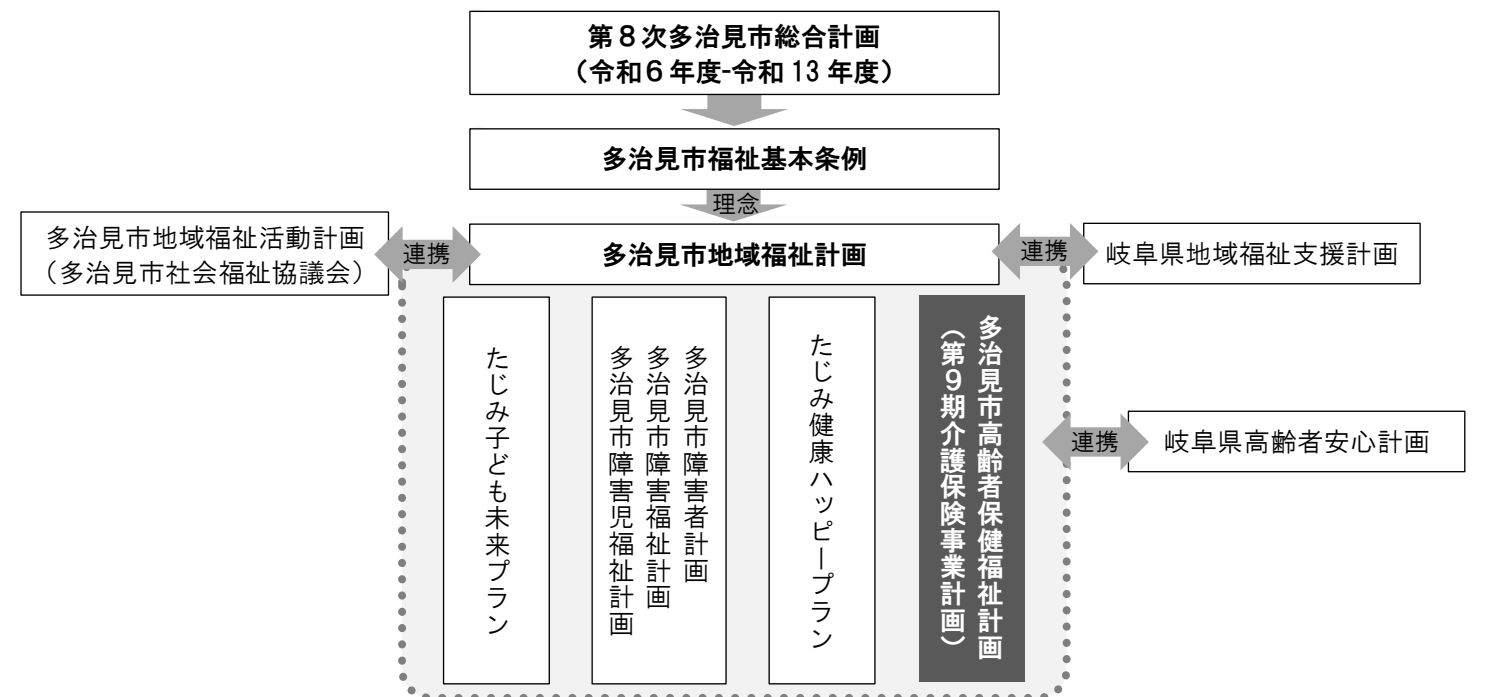
■ 計画の位置づけ



## (4) 計画の位置づけ

- 本計画は、上位計画である「第8次多治見市総合計画」や「多治見市地域福祉計画」を踏まえるとともに、福祉関連の各種計画と整合・連携を図りつつ策定します。
- また、岐阜県が定める高齢者安心計画と連携を図りつつ策定します。

■ 本計画の位置づけ



(5) 上位・関連計画等の整理

① 国の動向

第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント（案）  
 社会保障審議会介護保険部会（第106回）資料（令和5年2月27日） 一部抜粋

1 介護サービス基盤の計画整備

- ①地域の实情に応じたサービス基盤の整備
- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
  - ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
  - ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ・多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

②介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

①普及啓発・本人発信支援

- ・認知症に関する理解促進
- ・相談先の周知
- ・認知症の人本人からの発信支援

②予防

- ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進
- ・予防に関するエビデンスの収集の推進
- ・民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応、医療体制の整備
- ・医療従事者等の認知症対応力向上の促進
- ・医療・介護の手法の普及・開発
- ・介護サービス基盤整備・介護人材確保
- ・介護従事者の認知症体力向上の促進
- ・認知症の人の介護者の負担軽減の推進

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・バリアフリーのまちづくりの推進
- ・移動手段の確保の推進
- ・交通安全の確保の推進
- ・住宅の確保の推進
- ・地域支援体制の強化
- ・認知症に関する取組を実施している企業等の認証制度や表彰
- ・商品・サービス開発の推進 等

⑤研究開発・産業促進・国際展開

- ・認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル棟の研究開発など、様々な病態やステージを対象に研究開発を推進
- ・認知症の予防法やケアに関する技術・サービス・機器等の検証、評価指標の確立 等

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

(1) 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。

(2) 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても制度の利用を必要と知る人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

- ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上監護も重視した制度の運用とすること。
- ② 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること。
- ③ 成年後見制度伊賀の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐累計が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。

(3) 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。  
 (次ページへ)

(前ページより)

市町村が優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進(周知・広報)
- (2) 市町村申立ての適切な実施と成年後見制度利用促進事業の推進
- (3) 権利擁護支援の行政計画等の策定推進
- (4) 地域連携ネットワークづくり
  - ① 制度や相談窓口の周知
  - ② 中核機関の整備とコーディネート機能の強化
  - ③ 後見人等候補者の適切な推薦の実施
  - ④ 権利擁護支援チームの自立支援の実施

## ② 多治見市の上位計画

第8次多治見市総合計画 前期計画(計画期間:令和6年度~令和9年度)

(現在策定作業中)